

国 有 財 産 一 時 貸 付 公 示 書

下記国有財産を一般競争入札（期日入札）により一時貸付けします。

記

1. 一時貸付物件

所在地	地目	数量（㎡）	都市計画上の制限等	備考
札幌市豊平区月寒東 2 条 8 丁目 580 番 111、同番 120	宅地	備考のとおり	市街化区域 第二種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 準住居地域 建蔽率 60% 容積率 300%	工作物あり 本物件の使用に当たっては、契約期間中、次の区分により使用可能範囲を設定するものとする。 ① 令和 9 年 5 月 25 日 別図に示す範囲（A+C） 土地：14,105.97 ㎡ 工作物：185.08m ②令和 9 年 5 月 26 日から 令和 9 年 6 月 9 日まで 別図に示す範囲（A+C+D） 土地：21,161.45 ㎡ 工作物：354.85m ③令和 9 年 6 月 10 日から 令和 9 年 10 月 17 日まで 全地 土地：28,186.40 ㎡ 工作物：513.14m

2. 貸付期間 令和 9 年 5 月 25 日から令和 9 年 10 月 17 日までの 146 日間

但し、契約期間中における期間区分は上記 1. 備考のとおり設定する。

3. 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- （1） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
- （2） 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- （4） 入札物件の鑑定評価等（令和元年 9 月 24 日付財理第 3228 号「国有財産等の評価に係る不動産鑑定業者の選定方法について」通達に規定する「鑑定評価等」をいう。）の業務を請け負った者

4. 入札要領及び契約条項を示す場所

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階 北海道財務局掲示板

5. 入札要領の配布、入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札要領の配布期間、時間及び場所

- ①期 間 令和8年7月29日（水）から
令和8年8月14日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- ②時 間 午前9時00分から12時00分及び午後1時00分から5時00分
- ③場 所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官

(2) 入札参加申込書の受付期間、時間及び場所

- ①期 間 令和8年7月29日（水）から
令和8年8月14日（金）まで （必着）
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- ②時 間 午前9時00分から12時00分及び午後1時00分から5時00分
- ③場 所 上記（1）③と同じ。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

- ①入 札 令和8年8月31日（月） 午前9時30分から
（受付は午前9時00分から）
- ②開 札 入札締切後直ちに開札
- ③場 所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 11階 第2会議室

6. 現地説明

実施しない。

7. 入札保証金

- (1) 各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を上記5の(3)の入札日の当日に現金若しくは銀行振出小切手を持参する方法又は予め北海道財務局長が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付する。
- (2) 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、落札者以外の入札者に対しては速やかに、入札保証金を納付した時に発行した受領証書（還付金額5万円以上、かつ営業に関する場合は、200円の収入印紙を貼付）と引換えに、これを還付します（入札保証金を現金を振り込む方法により納付した場合は、後日指定口座に還付する。）。
なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。
ただし、落札者決定前に入札者から入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。
- (3) 入札保証金には利息を付さない。

8. 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定

予算決算及び会計令第79条に基づき作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

10. 契約不履行

落札者が落札決定の日の翌日から令和8年9月30日（水）までに契約を締結しない場合には、上記7.の入札保証金は国庫に帰属する。

11. 契約書作成の要否及び貸付料支払方法

契約書の作成を要し、貸付料は即納とする。

12. 落札及び契約結果の公表

- (1) 入札の実施結果（所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。以下同じ）の設定の有無、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率）については、開札後速やかに北海道財務局のホームページに公表する。
- (2) 落札者との契約締結後、契約内容（所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、年額貸付料（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）、契約期間、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、定期借地権の設定の有無、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率）を北海道財務局のホームページに公表する。
- (3) 上記（1）及び（2）に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となる。

13. その他

入札者は、本公示書のほか、国有財産一時貸付契約書（案）及び北海道財務局で交付する入札要領を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和8年7月29日

財務省北海道財務局

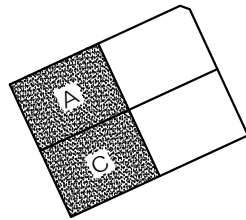
（連絡先） 〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官
電話 011-709-3106（直通）

【別図】

本物件の使用に当たっては、契約期間中、次の期間区分により使用可能範囲を設定するものとする。

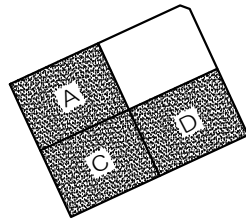
- ① 令和9年5月25日：貸付数量 14,105.97㎡

右記に示す範囲（A+C）



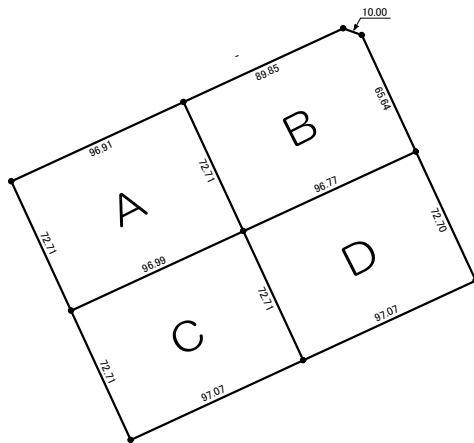
- ② 令和9年5月26日から令和9年6月9日まで：貸付数量 21,161.45㎡

右記に示す範囲（A+C+D）



- ③ 令和9年6月10日から令和9年10月17日まで：貸付数量 28,186.40㎡

全地（A+B+C+D）



囲障の貸付数量

- ① 令和9年5月25日：貸付数量 185.08m

下記に示す範囲（A+C）

- ② 令和9年5月26日から令和9年6月9日まで：貸付数量 354.85m

下記に示す範囲（A+C+D）

- ③ 令和9年6月10日から令和9年10月17日まで：貸付数量 513.14m

全囲障（A+B+C+D）

